

豊橋田原ごみ処理広域化計画
【概要版】

平成26年3月

豊橋田原ごみ処理広域化ブロック会議

目 次

1. 計画の目的.....	1
2. 計画期間の設定.....	1
3. 広域化の基本方針.....	1
4. 広域処理の対象施設.....	2
5. 広域処理対象施設の稼働目標年度.....	2
6. 広域処理対象施設の設置場所.....	2
7. 広域処理施設体制の検討.....	3
8. 広域化実施計画.....	5

1. 計画の目的

ごみ処理施設の集約化は、財政負担の軽減、資源エネルギー回収の向上など様々なメリットがあるとされており、国・県においても、ごみの広域的な処理を推進している。

本計画は、豊橋市、田原市の新たな施設整備にあたって、ごみ処理の広域化を具体的に推進するために、基本的な方向性を示すことを目的として策定するものである。

2. 計画期間の設定

平成26年度～平成45年度までの20年間

3. 広域化の基本方針

ごみ処理の広域化を推進する上での基本方針を以下のとおりとする。

表 1 広域化の基本方針

基本方針	内 容
基本方針 1 ごみ発生抑制・減量化、 リサイクルの推進	本ブロックのごみ発生量の状況については、各市共に近年減少傾向ではあるが、家庭系ごみについては、現状の発生抑制施策を継続するとともに、各市で連携して、環境教育や情報発信など、3R意識の市民への確実な浸透を目指す。 また、事業系ごみについては、事業者の意識改革を図ることにより、更なる発生抑制を誘導し、排出量の抑制を目指す。
基本方針 2 廃棄物処理の費用負担軽減	廃棄物の広域処理のメリットの1つとして、施設を集約することにより、スケールメリットが生じ、施設建設費や維持管理費の削減が挙げられる。本ブロックにおいても、各市にある施設を集約することにより、経済性の優位な廃棄物処理体制を構築する。
基本方針 3 環境保全型の施設整備	焼却処理施設の広域化により、施設規模が拡大し、より効率的な熱回収や残渣の資源化が期待できる。施設整備にあたっては、ごみ発電や余熱利用等における効率的なエネルギー回収、残渣の資源化に努めるとともに、太陽光等自然エネルギーの導入などを図り、地球温暖化対策に寄与する環境保全型の施設を整備する。 また、有害物質の発生抑制に向けて、より高度な公害防止設備を備えた施設の整備を実施する。
基本方針 4 効率的な収集体制の確立	本ブロックは、東西に長く、広域化による焼却処理施設の集約を行った場合、収集運搬距離の増大に伴う収集運搬効率の低下及び収集運搬コストの増加が懸念される。そのため、ごみ中継施設の配置も含めたブロック内の効率的な収集体制を確立する。

4. 広域処理の対象施設

広域処理の対象とする施設は、現状のごみ処理状況及び広域処理の必要性から、焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設とする。

表2 広域処理の対象とする施設

施設の種類	対象の可否	理由
焼却処理施設	○	各市の焼却処理施設ともに、今後10年程度で更新時期を迎えることや、広域処理施設体制の比較検討結果において、環境負荷の低減、リサイクルの推進や熱エネルギーの効率的回収、財政負担の軽減が見込まれることから、広域処理するものとする。
粗大ごみ処理施設	○	粗大ごみ処理施設から発生する可燃残渣の処理などを考慮すると、焼却処理施設と併設されていることが効率的であることから、焼却処理施設と合わせて広域処理するものとする。
資源ごみ処理施設	×	資源ごみは、各市によって、分別区分、収集方法、処理方法等が異なることや、施設の設置時期が異なることから、現段階では広域処理対象としない。
最終処分場	×	最終処分場は、各市の施設の残余容量があることや、埋立量が減少していることから、広域処理対象としない。
中継施設	×	豊橋市では、広域処理においても既存の中継施設を用い、効率的な収集運搬を継続する。田原市では、中継施設を整備すると、コスト増加が大きくなるため、中継施設を設けない。

5. 広域処理対象施設の稼働目標年度

○稼働目標年度：平成34年度

6. 広域処理対象施設の設置場所

○設置場所

・豊橋市資源化センターの周辺

7. 広域処理施設体制の検討

広域処理施設整備において、施設を豊橋市、田原市のどちらに設置するか、中継施設を整備するかについて、経済性、環境負荷等について比較検討を行った。

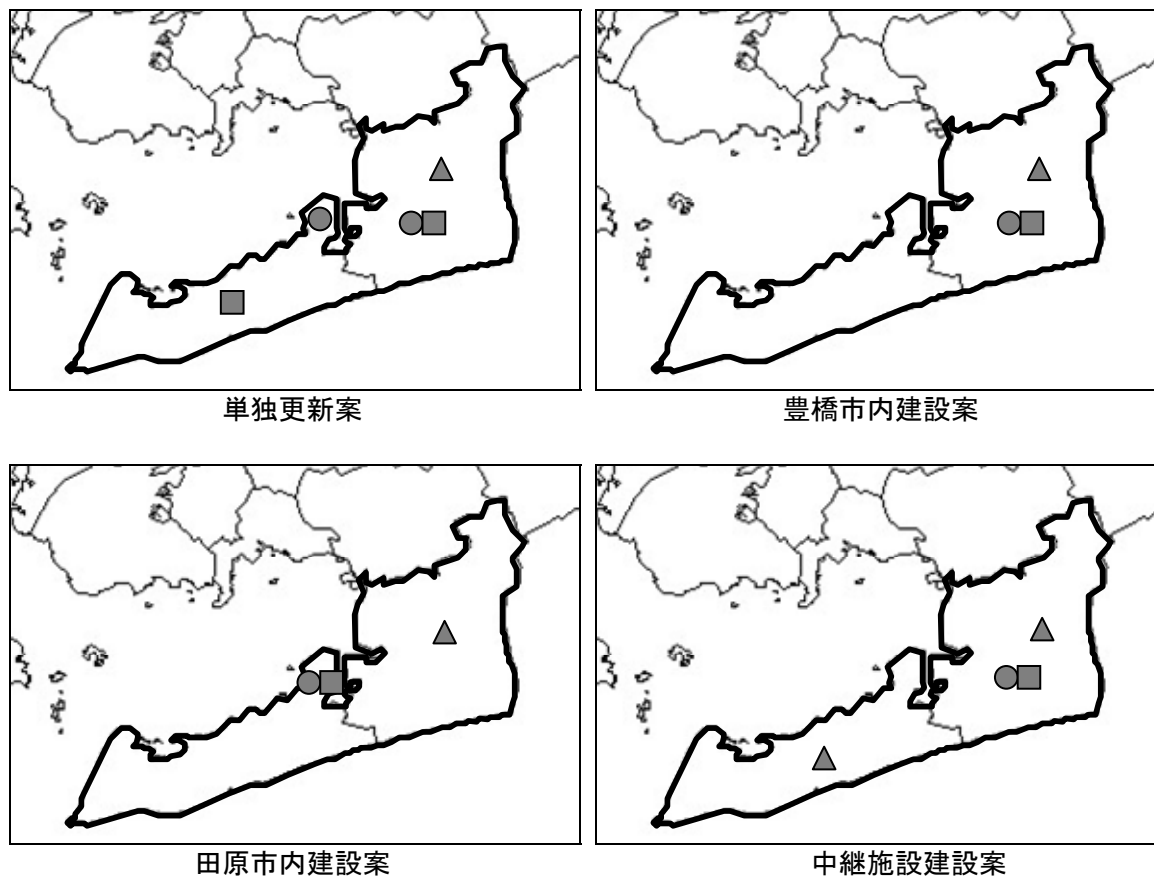
7-1 広域処理体制案

検討の前提条件として設定した広域処理体制案（施設配置）は以下の4案とした。

表3 広域処理施設体制案（施設配置）

		施設配置	施設規模
単独更新案		○各市単独で施設を更新 (広域の比較基準)	豊橋市：焼却470t/日, 粗大65t/日 田原市：焼却50t/日, 粗大3t/日
広域更新案	豊橋市内建設案	○広域処理対象施設を豊橋市に設置	焼却520t/日, 粗大68t/日
	田原市内建設案	○広域処理対象施設を田原市に設置	焼却520t/日, 粗大68t/日
	中継施設建設案	○広域処理対象施設を豊橋市に設置し、田原市に中継施設を整備	焼却520t/日, 粗大68t/日, 中継63t/日,

※：単独更新案、広域更新案（豊橋市内建設案、田原市内建設案）においては、豊橋市の既設中継施設を使用する。中継施設建設案では、豊橋市の既設施設と田原市に新設する中継施設を使用する。



凡例 ●：焼却処理施設、■：粗大ごみ処理施設、▲：中継施設

図1 広域処理施設体制案ごとの施設位置図

7-2 広域処理施設体制案の比較総括

広域処理施設体制案について、項目ごとに総括評価すると次のとおりである。

表4 広域処理施設体制案の比較総括

項目	比較総括	単独更新案	広域更新案			
			豊橋市内建設案	田原市内建設案	中継施設建設案	
経済的項目	総コスト	<ul style="list-style-type: none"> 総コストは、単独更新案に対して<u>広域更新案で1~4%程度のコスト削減が見込まれ、経済的には広域化による施設統合は有利である。</u> 総コストの内訳で見ると、施設建設費、維持管理費削減効果が期待できる。一方<u>収集運搬費は広域化によって増加する。</u> 中継施設を整備することで、<u>収集運搬費は低下するが、トータルコストは増加する。</u> 	×	◎	△	○
	売電収入	<ul style="list-style-type: none"> 発電については、単独更新案では豊橋市のみに期待でき、<u>広域更新案では、売電による収入が単独更新案より大きい。</u> 	○	◎	◎	◎
環境負荷	二酸化炭素排出量	<ul style="list-style-type: none"> 単独更新案に対して<u>広域更新案では1%程度のCO₂排出量削減効果が期待できる。</u> 	△	◎	○	◎
	ダイオキシン類	<ul style="list-style-type: none"> 現在の技術水準では<u>どのケースでも最も厳しい排出基準値を達成できる。</u>ただし、施設規模が大きい方が規模あたりの対策費が小さくなる可能性がある。 	○	◎	◎	◎
資源化・減量化		<ul style="list-style-type: none"> 焼却残渣の資源化・減量化の効果は、どのケースも同じである。 	○	○	○	○
その他	必要面積	<ul style="list-style-type: none"> 広域更新案の場合には、概ね3.6ヘクタール程度の用地が必要になると見込まれるが、単独更新案では分散設置をするため、広い敷地面積を要する。 	△	○	○	○
	災害時のリスク	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に施設停止を余儀なくされた場合、<u>広域更新案はリスク回避上不利であるが、単独更新案の場合でも施設規模の差が大きいため、相互の補完は難しい。</u> 豊橋市に施設を設置する場合、地理的条件や交通アクセスの条件がよく、地盤も強固であることから<u>災害時の拠点としての機能を有している。</u> 	◎	○	△	○
	交付金の充当	<ul style="list-style-type: none"> いずれのケースでも人口または面積で交付金の交付要件を満たすが、広域更新案の方が国、県の方針に合致している。 	△	○	○	○
	事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 単独更新案、広域更新案で大きくスケジュールは変わらない。 愛知県環境影響評価条例に該当した場合、<u>手続期間が事業スケジュール上の制約となる可能性がある。</u> 	△	△	△	△

※凡例：◎特に優れている、○優れている、△やや劣る、×劣る

7-3 広域処理施設体制構築にあたっての課題

広域処理施設体制を構築するにあたっての今後検討すべき課題は、次のとおりである。

表5 広域処理施設体制構築にあたっての課題

項目	課題
収集運搬	豊橋市と田原市では、分別区分、品目ごとの収集日や収集方法が異なっており、整合を図る必要がある。整合にあたっては、住民サービスが低下しないよう検討をする必要があるとともに、住民への周知徹底が必要となる。 広域処理施設を整備する場合、収集運搬距離が増大する地域もあるため、効率的な収集運搬体制の構築が必要であり、収集区域の見直し等について検討する。
施設整備	施設整備にあたっては、施設統合までの適正な処理方法について検討が必要である。特に、焼却・粗大ごみ処理施設の更新に伴う新しい処理体制や、各市資源化施設の再構築、し尿処理施設及び最終処分場等の現有施設の運用体制について検討する。 また、田原リサイクルセンター炭生館のPFI事業契約期間は平成31年度末であり、広域処理施設の稼働目標年度は平成34年度であることから、平成32・33年度の2年間の田原市の焼却物の処理方法について検討が必要である。
組織運営	広域の運営体制には、主に「地方自治法第252条の14」に基づく事務委託方式や「地方自治法第282条」に基づく一部事務組合を設立する方式などがあり、どの方式を選択するか、慎重に判断する必要がある。
住民説明	廃棄物処理施設の整備にあたっては、施設周辺住民の理解と協力が不可欠である。特に広域処理施設を整備する場合には、「何故、広域化が必要で、他市のごみを受入処理するのか」、「広域化に伴って生活環境への影響は無いのか」といった事項について説明を行う必要がある。

8. 広域化実施計画

8-1 広域化の進め方

焼却処理施設については、豊橋市では、広域処理施設の稼働目標年度である平成34年度まで単独で処理を実施するものとする。田原市では、広域処理施設の稼働目標年度である平成34年度までに、既存施設のPFI事業契約期間が満了となるなど課題があるため、運営方法について検討し、処理を行うものとする。

粗大ごみ処理施設についても焼却処理施設と同様に広域処理施設の稼働目標年度である平成34年度まで単独で処理を実施するものとする。

本計画において広域処理の対象とするのは焼却処理施設と粗大ごみ処理施設のみであるが、今後についても、他の廃棄物処理関連施設をはじめ、環境行政全般について様々な事業協力が考えられる。その際、両市が互いに協力し、補いながら、広域化を進める必要がある。

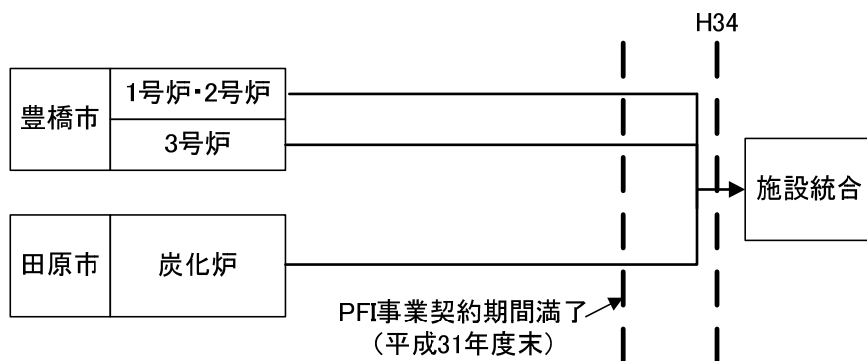


図2 広域化の進め方

8-2 広域化の全体スケジュール

広域化施設整備に向けた計画実施スケジュールは、以下に示すとおりとなる。

表6 広域化施設整備スケジュール

項目\経過年数		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
整備計画	循環型社会形成推進地域計画の作成	■								
	ごみ処理施設基本計画・基本設計		■	■						
	発注仕様書作成・発注者支援				■	■				
環境影響評価			■	■	■					
都市計画決定、許認可関連				■	■	■				
敷地関連	地形測量・地質調査・用地測量			■						
	土壌汚染対策法関連			■	■					
施設工事	施設実施設計・施設建設工事					■	■	■	■	
	施設稼働									■